

医療法人誠仁会 一般事業主行動計画

令和7年2月3日

当法人従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたり、働きやすい職場環境へ改善を行うため次のように規定制定、制度導入を実行した。これを今後も継続していくために以下のように計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 目標及び内容

制度を定期的に見直し、改訂を行う。また、改訂内容について従業員に周知徹底する。今後も発生の都度、遅滞なく実施・対応するものとする。

3. 既実施し、今後も引続き継続する規程制定および制度導入

①実施内容：就業規則の改訂

- ・本人が結婚する際に付与される特別休暇5日の取得条件である連続取得を改定し、1日単位での取得を可能とするように改訂。

※令和2年4月1日改訂

②実施内容：「育児休業・育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務等に関する規則」の改訂。

- ・育児休業制度に関する事項を改めて従業員へ周知し、対象従業員に対し休業取得の意向を面談及び書面にて確認するものと改訂
- ・育児休業等本規則に関する相談窓を設置（相談役：人事室長又はそれに準ずる者）
- ・関係者のプライバシーその他人権に配慮し、不利益な取り扱いを行わない旨を宣言

※令和4年4月1日 改訂

③実施内容：「育児休業・育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務等に関する規則」の改訂。

- ・出生時育児休業（産後パパ育休）に対応

※令和4年10月1日 改訂

④実施内容：「医療法人誠仁会 人事考課制度」を導入・運用開始

- ・従業員の一定期間の業務成績及び能力を評価し、能力向上／自己研鑽／人材把握／公正考課 の向上を期することを目標に導入し、運用を開始する

※令和5年4月1日 導入

⑤実施内容：断続的な宿直又は日直勤務許可書の再取得

- ・医師の宿直及び日直について改めて許可申請を行い、再取得した。
宿直及び日直の従事条件等について明確化し、法令に則った勤務を実施するよう再度周知徹底した

※令和5年9月27日 許可

⑥実施内容：雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口の設置

- ・パートタイム・有期雇用労働法に基づき、パートタイム・有期雇用労働者対応の相談窓口を設置した（相談役：人事室長）

※令和6年8月14日 実施

以上